

一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案に係る
損害賠償請求訴訟の判決について

平成25年に一級河川鴨川河川敷等において発生した木くず不法投棄事案については、不法投棄の行為者が自ら当該木くずを撤去したものの、県は撤去の確実な履行を実現するための対応と費用の支出を余儀なくされた。

このため、県は民法709条の規定に基づき、行為者に損害賠償を求めたが、行為者がこれに応じないことから、平成28年6月8日に、損害賠償を求める訴えを提起していたところ、平成30年6月26日に判決が言い渡された。

1 事件の表示

- (1) 事件番号 大津地方裁判所 平成28年(ワ)第279号 損害賠償請求訴訟
- (2) 原告 滋賀県
- (3) 被告

2 請求額

1,929,235円およびこれに対する支払済みまでの年5分の割合による金員

3 判決の要旨

被告は、原告に対し、1,871,814円およびこれに対する支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 県の請求が棄却された部分

- (1) 木くずの適正な撤去のための検査に要した費用のうち、休日対応の必要性が主張立証されていないとの理由から、休日に検査の試料の採取業務に従事した職員の時間外勤務手当54,171円
- (2) 河川占用料相当額のうち、大型土のうに係る占用状態が県の申立てより早期に終了していたとされたことによる請求額との差額3,250円

5 判決への対応

損害の請求権については認められたものの、損害の内容については一部棄却された。この棄却された部分については、休日対応が必要かつ相当であったことなど、県の請求には理由があることから、7月6日に控訴を提起した。

＜参考１＞ 鴨川木くず不法投棄事案の経緯

- 平成25年 3～4月 被告が鴨川河川敷等において木くずの不法投棄を行う。
- 4～8月 住民からの情報提供を契機に、高島土木事務所が対応に着手。河川法第77条に基づく原状回復指示書を発するも応答なし。
- 8～9月 関係者からの通報に基づく検査の結果、放射性物質による汚染発覚（木くずから180～3,000Bq/kgの放射性セシウムを検出）。
- 9～11月 事案公表、環境モニタリング、放射能濃度再検査（最大3,900Bq/kg）。
- 12月14日（～平成26年3月4日）被告の提案に基づく復旧作業が行われる。
- 平成26年 3月4日 県が被告および行為者として疑いのあった者らを廃棄物処理法違反および河川法違反の疑いで告発（10月15日に被告のみ起訴、12月2日判決（懲役1年6月（執行猶予3年）および罰金100万円））。
- 3月26日 県が「安全・安心メッセージ」を公表。
- 3～8月 木くずの適正処理の確認（1）復旧計画の完了報告書を再三督促するも提出されず、最終的には、搬出先廃棄物処理施設（前橋市）からマニフェストの任意提供を受けて適正処分を確認。
- 12月5日 木くずの適正処理の確認（2）刑事事件公判中に明らかになった情報に基づき、中間処理済み木くずの引取先企業（栃木県）における保管状況を確認。
- 12月19日 県が「木くず不法投棄事案の総括」を公表。

＜参考２＞ 損害賠償請求の経緯

- 平成27年 3月19日 住民監査請求が提起される。
（請求内容）県が木くず不法投棄事案において平成25、26年度に支出した県費を被告に賠償請求するよう勧告を求める
- 5月11日 監査委員が請求棄却を決定（県は債権行使の具体的な検討調査を進めており損害賠償請求懈怠とまでは言えない）
- 5月29日 被告に対し損害賠償請求の通知
- 10月1日 督促の通知
- 平成28年 2月16日 損害賠償額の変更を通知
- 3月4日 督促の通知
- 3月18日 県議会2月定例会議で損害賠償請求訴訟の提起を議決

＜参考３＞ 損害賠償請求を行う費用の範囲

- | | |
|-------------------------|-------------|
| 1 撤去現場における県職員の立会に要した費用 | 229,663 円 |
| 2 搬出された木くずの適正処理確認に要した費用 | 952,115 円 |
| 3 木くずの適正な撤去のための検査に要した費用 | 727,957 円 |
| 4 土のう袋に係る河川占用料相当額 | 19,500 円 |
| 合計 | 1,929,235 円 |

＜参考４＞ 訴訟の経過

- 平成28年 6月8日 提訴
- 7月19日 第1回口頭弁論
- 9月6日～平成30年2月21日 弁論準備手続（計10回）
- 平成30年 4月10日 第2回口頭弁論（結審）
- 6月26日 判決言渡
- 7月10日 控訴期限（判決書送達から2週間）